

天台大師にみられる清規思想

池田魯參

初期の國清寺教團によつて營なまれた行事規範をみるには、「國清百録」所收の「立制法」によるのが便利である。「立制法」は十ヶ條よりなるが、序の文意によれば、それは天台大師智顛が再度天台山に入山した際（五九五）に、修道に怠惰な當時の山衆をみて、大師自らが制定されたものであることが知られる。先ず、第一條によれば、大師の弟子には、獨行と依衆との二種類のあり方があつた。しかるに今、ここ天台山の衆徒は、周ねく依衆の行人である。

その修道方法は、さらに、依堂坐禪、別場懺悔、知僧事の三種類に大別される。(1)、依堂坐禪については、第二條、第三條において、(2)、別場懺悔については、第四條において、(3)、知僧事については、第五條において規定している。つづいて第六條以下、第十條においては、第六條、第七條において、二時の食、あるいは非時の食についての、第八條、第九條においては、僧衆の諍計、あるいは作誣についての誠めを説き、第十條においては、懺悔の意義を説いて、先の九制が遵守されるべきであると強調する。ここでは特に、依堂坐禪、別場懺悔、知僧事の修道法について考察してみたい。

(1) 依堂坐禪。第二條に、「依堂之僧、本以四時坐禪六時禮佛、此爲恒務」と規定している。四時坐禪の四時は禮佛の六時と思ひ合わせる時、いわゆる日夜四六時中というほどの觀念ではなく、具體

的な時刻を名指しているのは明らかであるが、この限りではそれが何であるのか明確でない。あるいは後世の禪宗清規にいう、黄昏、後夜、早晨、晡時の四時の坐禪にかなり近いものであつたかも知れない。又、禮佛の六時は、百録所收の「敬禮法」によれば、晨朝、午時、晡時、初夜、中夜、後夜のことである。この六時の禮佛は、東晋時代の釋道安に始まつたといわれている。六時行道の實踐者たちは、高僧傳類でかなりの數を指摘できるが、その六時の禮佛の行儀がそれぞれに共通したものであつたか否かは解らない。しかし、大師の六時の禮佛は四時の坐禪と密接な關係をもつて行じられていたことは確かで、弟子をして「先師之法與諸寺有異、六時行道四時坐禪、處別行異」（百録卷三）といわしめているように、それは初期國清寺教團の響りであつた。特に、四時の坐禪は畫期的な行儀であつた。

(2) 別場懺悔。第四條に、「別行之意、以在衆爲緩故、精進勤修四種三昧、而假託道場不稱別行之意」と規定している。別場懺悔とは、すなわち四種三昧のことである。四種三昧は「摩訶止觀」卷二上に記す、常坐三昧（一行三昧）、常行三昧（般舟三昧）、半行半坐三昧（方等・法華三昧）、非行非坐三昧（隨自意・覺意三昧）のことである。ここで問題となるのは、別行と依堂との關係である。例えば、「法華三昧懺儀」では、「但し、四時の坐禪は全廢してはならない」とあり、別行の法華三昧を行する時にも、常規の四時の坐禪は併修された。又、「六時について、悉く是の法を用いる」とあるから、六時の禮佛は正しく六時の禮佛懺悔なのである。さらに非行非坐三昧に屬する「請觀音懺法」では、「午前と初夜のみ上の方法を施用する。餘時の坐禪と禮佛とは常儀による」と記され、又、「金

光明懺法」には、「これは午前の方法で、餘時は常儀の如くせよ」とあるから、別場懺悔の諸種の行法も、それが行じられる時刻についてみれば、四時の坐禪、六時の禮佛の常儀の實際から逸脱するようなことはなく、大衆一如の修道精神が重視されるのである。

(3) 知僧事。百録には「立制法」と相前後して示衆されたと思われる「訓知事人」が別に収録されている。知事とは大衆の安立利益を計り、修道生活の諸般を經營することである。大師はここで、「一色一香無非中道」の一實の佛法は、「擧足下足無非道場」としての修道の本來性に根據するのだと示す。例えば、師徒數百を擁したある寺に、僧衆の粥飯を知つた一僧があつた。この僧は禪講の時を大切にし、わずかに説法を聽いては揚簸汰洗、一擧手一投足のいちいちについて専心に修道した。そうしたある日、竈の中に燃え盡きていく薪を觀じていたこの僧は、忽然として無常の理に證契したのであつたという。さらに、南岳慧思禪師の會下で禪定第一と謳われ、大師とは同學でもあつた信照禪師は、僧衆の齋飲にいたく心を碎かれた人であつたという。このような例話によつて大師は、山衆の粥飯を知る人を名指して訓誡され、その作務がそのまま修道の本來性に直結すると示される。因みに、律においては、聖衆の粥飯を賄うのは「淨人」などと呼ばれる在家信者であつた。事實、國清寺教團にも淨人は存在したのであるが、ここで名指されているのは正しく知事の「僧」であり、労働の價值についてである。又、梁傳所載の、法顯、道安、曇諦などの各傳には、それぞれ「於田中刈稻」、「驅役田舍」、「爲衆僧採菜」の記述がみられるが、それは大僧となつてからの労働ではなく、決まつて沙彌の頃の労働である。

以上で、天台山國清寺の初期の教團で行なわれていた規式を概観

天台大師にみられる清規思想(池田)

したのであるが、それは、四時の坐禪、六時の禮佛、二時の食で概括され、適時を選んで別場では諸懺法が併修された。これらの常儀が大衆一如に行ぜられるためには諸知事が要請され、山衆の津梁たる上座の下に、山内の綱紀と事務とを管掌する維那ウイナ、二時の粥飯を司る知事などの、後世の禪宗清規で定着した六知事の原初的なものがみられ、あまつさえ、知事の寺内労働が修道の一つのあり方として積極的に指示されていることは特に注意したい。晝は僧事に驅馳し、夜は坐禪して曉に達したという、慧文禪師門下の慧思禪師の修道精神が、天台大師の人格のなかで力強く息づいているのである。ところで、問題は、一僧の話や南岳慧思禪師會下の信照禪師の話などによつて、天台大師在世の當時、「立制法」に類似する、あるいはかなり相違する清規が、天台山國清寺以外の寺院でも行なわれていたかも知れないということである。陳末隋初の廬山・潭州・荊州への長旅が、天台歸山につながり、天台歸山の直後に「立制法」が成立したらしいことを思うにつけ、この印象を強くする。資料的にその事實が論證されるなら、歴史のなかに埋没している初期禪宗の清規思想の形成過程は、さらに明瞭なものとなるに違いない。

1 百録卷二(大正藏四六卷・八〇一頁・上)

2 凌雲院前大僧正德潤著論義故實(付)北嶺名目(編者不詳)に「ユイナ」とある。